

第3回西区協議会 事前配付資料

◎議事

(1)協議事項

- 第5号 西消防署庄内出張所移転建設事業について … 1 頁
- 第6号 令和2年度 浜松市西区市民活動表彰について … 5 頁

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西消防署庄内出張所移転建設事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：西消防署庄内出張所庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準により建築（昭和53年竣工）され、老朽化が進むとともに耐震性が不足している状況となっている。</p> <p>経緯：耐震補強改修と建替えの双方を検討したところ、耐震補強改修は、車庫内が狭小となり消防車両の駐車が困難となることから建替えにより耐震性能を備えた出張所を整備することにより、機能強化を図っていく。</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>令和2年8月からの西消防署庄内出張所の移転に伴う建設事業について、下記の内容を協議するもの。</p> <p>1 庁舎規模：鉄骨造2階建 延べ床面積約630㎡ (現庁舎は鉄筋コンクリート造2階建 延床面積約633㎡)</p> <p>2 配置状況 ※配置人員、配置車両については、現状と変更なし。 ・配置人員：消防職員22人 ・配置車両：消防車両4台 (タンク車1台、ポンプ車1台、はしご車1台、救急車1台)</p> <p>3 事業スケジュール ・令和元年度(実施済) 実施設計、地質調査 ・令和2年度 新築工事 ・令和3年度 新築工事 (7月運用開始予定、外構工事既存庁舎解体工事)</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	消防総務課	担当者	鈴木 昭臣	電話	475-7524

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

案内図



位置図



スケジュール

契約工期：令和2年5月20日から令和4年1月19日
 (現場施工は令和2年8月1日～開始予定)

工 程 表		I 期工事												II 期工事											
		R2年						R3年						R4年											
工事種別	年月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	新 築 工 事																								
庁 舎 引 越 し																									
解 体 工 事																									
外 構 工 事																									

イメージ図



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和2年度浜松市西区市民活動表彰について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【概要】 市民活動表彰における区長賞表彰団体を決定するにあたり、西区協議会に意見を求めるもの。</p> <p>【経緯】 西区行政推進会議にて審議 (R2.7.8 開催) 西区協議会にて協議、意見聴取 (R2.7.29 開催) 区長賞表彰団体を決定 (R2.7月末予定)</p> <p>※市民活動表彰 市民主体のまちづくりの推進を図るため、優れた市民活動を行った団体を表彰するもの。 各区で区長賞を1団体決定し、その中から市長賞を決定する。</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>【団体名】 特定非営利活動法人 むらちやネット</p> <p>【活動内容】 「地域活性化・農業体験学習」 ・農業体験学習を通じて地域のコミュニティづくり等に貢献</p> <p>【活動期間】 ・年間を通じて活動</p> <p>*詳細は別紙資料のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	中村 郁夫	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市西区市民活動表彰選考資料

(ふりがな) 団体名	特定非営利活動法人 むらちやネット	(ふりがな) 代表者氏名	(すぎた ひでお) 杉田 日出男
e-mail		電話番号	
		FAX 番号	
団体設立年月	平成 18 年 3 月	団体員数	34 人
団体活動目的	1. 地域の活性化 2. 健康な町づくり 3. 地域の自然環境保全 4. 安心して心豊かに暮らしていくことのできる地域社会の構築		
これまでの 主な活動実績	農業体験（田植え、案山子コンクール、稲刈り、収穫祭）など		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	地域活性化・農業体験学習	
	活動の期間	4 月から 12 月	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの補助金・ <input type="checkbox"/> 団体会費 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> ・当該活動により得た収益 その他（ <input type="checkbox"/> ）	
	活動のきっかけ	地域の親睦と賑わいづくりにより、活気あふれる町づくりを行う。また、荒れた田畑の活用により、耕作放棄地の解消と地域の環境美化につなげたい。	
	内容	4 月：さくらまつり…カラオケ大会、歌謡ショー、餅つき、 テント販売（焼きそば、甘酒など） 6 月：田植え…田植え・泥んこ遊び 7 月：観察会…田の草取り、米花の観察 9 月：案山子コンクール…案山子づくり、作品を水田沿いに展示 10 月：稲刈り…鎌で稲刈り、稲架掛け 11 月：脱穀…昔ながらの「足踏み式脱穀機」を使用	
	成果	1. 町民相互のコミュニケーションが深まり、より強い絆が生まれ、 災害時の共助精神が強くなる。 2. 耕作放棄地の解消、地域の環境美化に繋がる。 3. 子供達が食に関心、興味を持ち、食物や農業の大切さを知る。 4. 各イベントを通じ、大人と子供、友達同志の交流を深め社会生活の大切さを知る。	
	この活動について更に発展させたいこと	1. NPO の活動について、町民の認知度を高めること。 2. 広大なひまわり畑や菜の花畑を耕作することから、地権者と連携をさらに良くして作業をスムーズに進めること。 3. 荒れ地を少なくし、環境の良い街を作るため、NPO の活動を理解した会員を増やすこと。	
	活動に協力した団体等	行政・企業・ <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> ・その他（ <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> ） 協力の内容 ・参加者の募集、受付業務、参加者の安全確保 ・参加者への作物の説明、作業指導 ・参加者への粗品（かたパンなど）提供	

特定非営利活動法人むらちゃネットの年間活動

○アグリチャレンジ

- (1) 田植え【6月】、田の草取り、鑑賞会【7月】
- (2) 稲刈り【10月】、脱穀【11月】
- (3) 収穫祭「交流会」【12月】

参加対象：幼稚園から小学生とその保護者

○ひまわり開花祭

- (1) ひまわり種まき【5月】
- (2) ひまわり観賞(開花祭)【7月～8月】

○案山子コンクール

案山子の作成、田んぼの道路脇へ展示【9月】

参加対象：幼稚園から小学生とその保護者

○さくらまつり

カラオケ、大道芸、ダンス、スタンプラリー【3月から4月】

○いもほり体験

- (1) 芋の苗植え付け【5月】
- (2) 芋ほり、やきいも試食【9月】

参加対象：幼稚園から小学生とその保護者

○菜の花開花祭

- (1) 菜の花種まき【11月】
- (2) 開花祭(菜の花観賞)【3月】

○水神社祭り参加『町内の水神様』

露店の出店(金魚すくい、焼きソバ)【7月】

○ガーデンパーク雪祭り参加

露店の出店・販売(餅つき、甘酒他)【2月】

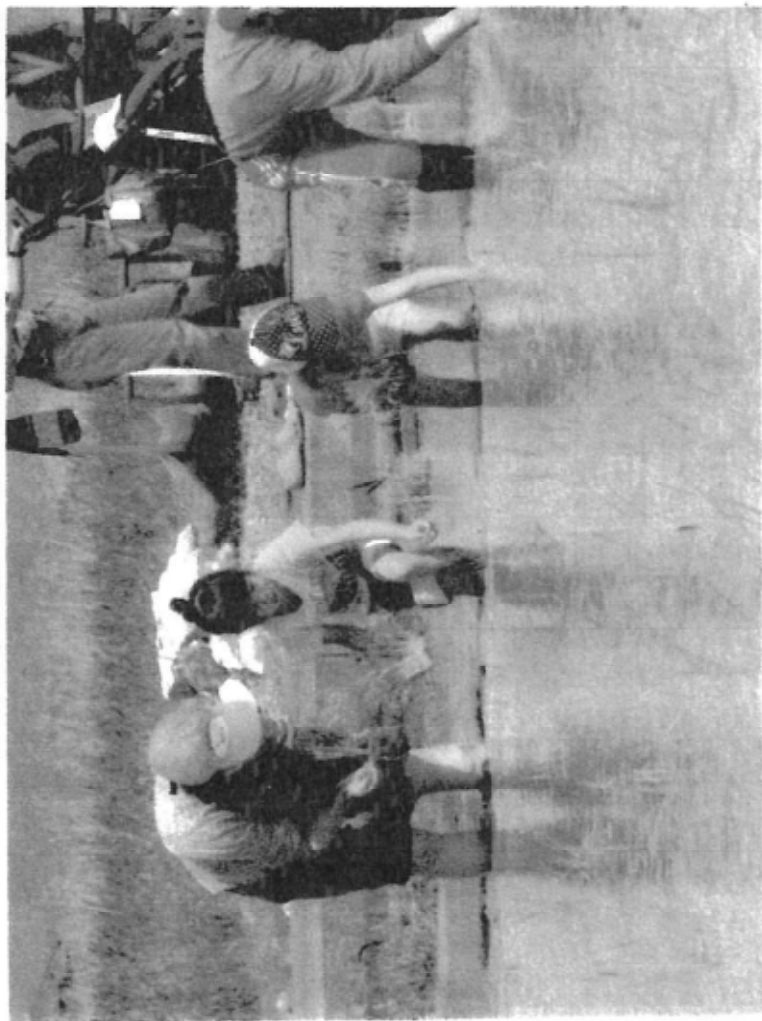
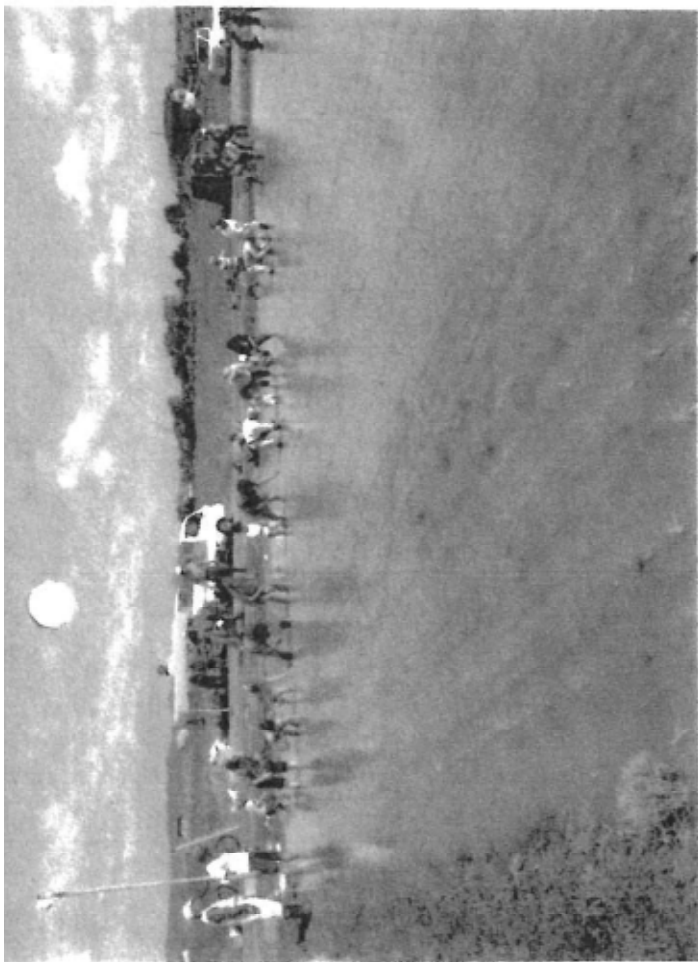
○ガーデンパークアートクラフト参加

露店の出店・販売(地産農産物)【9月】

特定非営利活動法人むらちやネットの活動の歩み

平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜名湖花博開催に合わせて、村櫛自治会が主体となり、花博推進会を設立し、花博来園者へのおもてなしを提供
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人むらちやネットを設立、「お食事処むらちや」の運営事業を開始（平成28年2月閉店）
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・ たけのこ狩りとたけのこを使った炊き出しご飯づくりに浜松市内の養護学校の生徒・父兄を招待(以後、毎年実施)
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「村櫛地区環境保全対策協議会」設立、活動開始
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜名湖ガーデンパークへ続く沿道の畑で、コスモスや菜の花などの栽培を開始(以後、毎年実施) ・ 地産地消の取組として、耕作放棄地を解消した畑で栽培・収穫した農作物を、自治会運営の村櫛酒販売所(創業約150年)にて展示即売開始
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村櫛小学校の小学生と父兄を対象に、水稻栽培体験学習（アグリチャレンジ）を開催（以後、毎年実施） ・ 地域づくりサポートネットとの連携により、浜名湖の「アマモ」を利用して、農作物の栽培に挑戦を開始 ・ 浜名湖ガーデンパークで開催された市政100周年イベントに「地産地消王国」として出店、地産地消の取り組みをPR ・ 市民グループ「ひまわり2525(にこにこ)プロジェクト」との協働により、13万本のヒマワリの種まき及び開花祭を開催
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校農業体験(アグリチャレンジ)事業により、西遠女子学園中学校の生徒と、菜の花の種まき実習を開催
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地に、景観作物を栽培するなどの活動を継続して行う。
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会学習事業、環境美化活動、農業栽培事業、福祉事業など、上記の活動と合わせて、継続的に実施
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案山子コンクール開催
平成31年	<ul style="list-style-type: none"> ・ さくらまつり開催

アグリチャレンジ（田植え）



アグリチャレンジ（稲刈り・稲架掛け）



案山子コンクールポスター

案山子コンクール

回
覧

展示場所 前田沖田んぼ

*かたばん屋さん西側田んぼの道路沿い

展示期間

令和元年

9月9日(月)~

9月16日(月)

賞品

金賞 お米 10kg

銀賞 お米 5kg

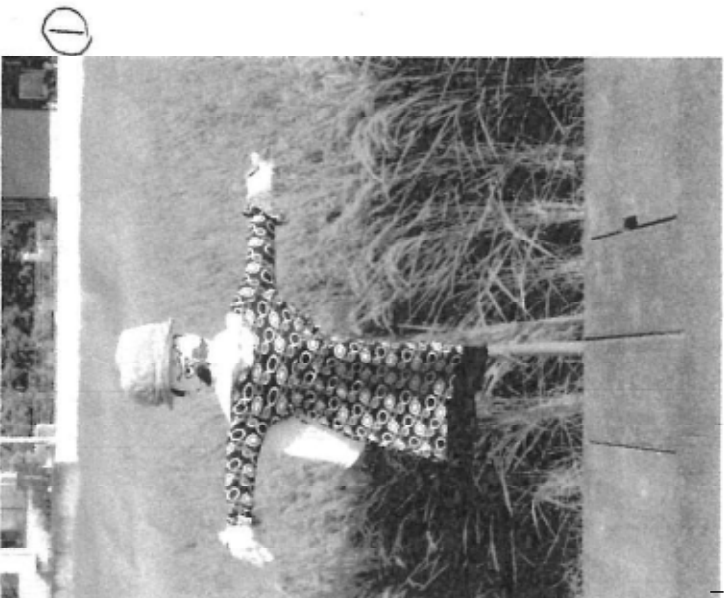
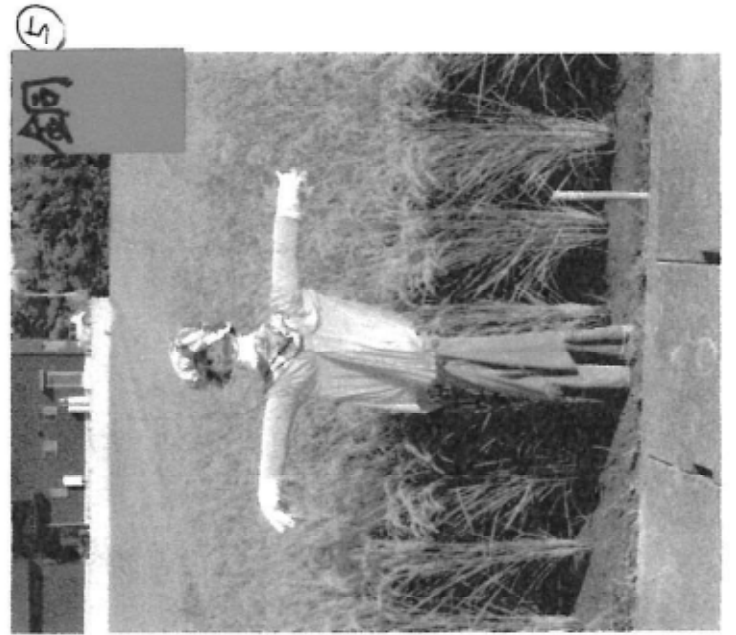
銅賞 お米 3kg



住んでよかった
ふるさとほ
むらくし

主催 NPO法人むらたやネット事務局

案山子コンクール出展作品



第3回西区協議会
当日配付資料

◎参考資料

浜松市市民活動表彰要綱

… 1頁

浜松市市民活動表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民主体のまちづくりの推進を図るため、優れた市民活動を行った団体を表彰する浜松市市民活動表彰について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、市内で活動する法人その他グループをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 宗教活動を目的とする団体
- (2) 政治活動を目的とする団体
- (3) 公序良俗に反する活動を行う団体

(受賞団体の推薦)

第3条 区長は、浜松市市民活動表彰にふさわしいと認められる活動を行った団体を、第6条1項に規定する審査に推薦する。

2 浜松市市民活動表彰の受賞履歴がある活動について、再度推薦することはできない。

(対象事業)

第4条 表彰の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、継続中又は申請する年の前年の4月1日以後に終了した事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業
- (7) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に相当する事業は対象としない。

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 公序良俗に反する活動

(部門)

第5条 この要綱により定める賞は、以下の2部門で構成する。

- (1) 市長賞
- (2) 区長賞

2 前項第1号に規定する市長賞は、市長が授与する。

3 前項第2号に規定する区長賞は、区長が授与する。

- 4 市長は必要と認める場合に第1項第1号に規定する市長賞以外の賞を設定し、授与することができる。
- 5 区長は必要と認める場合に第1項第2号に規定する区長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

(審査)

- 第6条 区長は、第3条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。
- 2 前項の審査により選出する表彰受賞団体は、1区につき1団体とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。
 - 3 市長は、第1項の審査によって選出された区長賞受賞団体の活動内容について審査し、市長賞受賞団体を決定する。

附則

- この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。